

◎新潟県告示第697号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する第105条の2第3項の規定による次の特定第2号漁業者の共済契約締結の申込み又は規約設定についての同意成立の届出は、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めた。

令和5年6月9日

新潟県知事 花 角 英 世

1 区域

新潟漁業協同組合の地区のうち旧山北町漁業協同組合の区域

2 区分

小型機船底びき網漁業のうち主として機船手操網を営む漁業であって村上市今川、脇川、寒川、芦谷、鶴泊、寝屋、勝木、碁石、府屋、岩崎、中浜及び伊呉野の地区の者が行う漁業

3 届出年月日

令和5年5月10日